



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 1月18日金曜日 第2437号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（保健福祉課）.....16

## 告 示

医師の指定.....（障害福祉課）.....17

シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地の変更.....（労政雇用課雇用対策室）.....17

落札者等の告示.....（河川課）.....17

松山港湾計画の変更の概要.....（港湾海岸課）.....17

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）.....18

道路の区域変更（県道西条久万線）.....（東予地方局管理課）.....18

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....18

道路の供用開始（県道朝倉伊予桜井停車場線）.....（東予地方局今治土木事務所）.....18

土地改良事業の計画の変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）.....18

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....18

道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....（南予地方局管理課）.....19

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....19

道路の区域変更（県道久良城辺線）.....（南予地方局愛南土木事務所）.....19

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....19

道路の供用開始（一般国道441号）.....（南予地方局西予土木事務所）.....20

## 公 告

土地（建付地）の売払い（2件）.....（総務管理課）.....20

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（県民活動推進課）.....23

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（ " ）.....23

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第1号

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（救護施設等の設備の基準）

**第1条** 愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第47号。

以下「条例」という。）第11条第2項（条例第21条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第10条第2項に規定するサテライト型施設の設備に関する基準は、条例第11条第1項から第6項までに規定する救護施設の設備の基準に準ずることとする。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第2条** 条例第19条（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 入所者に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第32号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立宇和島病院	石 丸 泰 光	宇和島市御殿町1番1号	平成25年1月1日

○愛媛県告示第33号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において準用する同法第41条第4項の規定により、シルバー人材センター連合から次のとおり従たる事務所の所在地の変更の届出があった。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 シルバー人材センター連合の名称

- 公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会
- 2 シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地

変更前	今治市恵美須町二丁目2番地の4
変更後	今治市東門町五丁目840番4

- 3 変更年月日  
平成24年11月19日

○愛媛県告示第34号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県河川情報アラームメールシステム等構築委託業務	愛媛県土木部河川港湾局河川課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年12月25日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番7号	40,698,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第35号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成25年 1月18日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要(平成5年8月愛媛県告示第1071号)によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

- (1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
吉田浜	4.0	1

- (2) 係留施設計画

物揚場

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	延長(メートル)	用途
吉田浜	公共用	4.0	155	一般船用

- 2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に

供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市中奥字小平丁40番1	旧	メートル 4.0～9.0	キロメートル 0.053	
			新	5.8～9.3	0.053	

○愛媛県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市中奥字小平丁40番1	平成25年 1月18日

○愛媛県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉下甲410番2から 同市朝倉下甲403番2まで	平成25年 1月18日

○愛媛県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、北条市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）

の計画の変更を平成25年 1月 8日認可した。

平成25年 1月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第41号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 19)第15215号	平成19年 11月30日	(有)新生通信土木工業	小林 正春	松山市和気町1 - 450 - 35	平成24年 11月29日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 19)第15221号	平成20年 1月6日	(有)栗田電機サービス	武智 良雄	松山市藤原町627 - 1	平成24年 12月11日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 21)第9723号	平成22年 1月27日	(有)八木冷機工業	八木 利弘	東温市牛淵653	平成24年 12月25日	熱絶縁工事	建設業の廃止
(般 - 22)第3339号	平成22年 7月17日	アトム緑化開発(株)	羽澤 福一	松山市和泉北4 - 2 - 7	平成24年 12月26日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

## ○愛媛県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字広見19番2から 同大字83番地先まで	旧	メートル 4.0～7.0	キロメートル 0.149	
			新	4.0～13.8	0.149	

## ○愛媛県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字広見19番2から 同大字83番地先まで	平成25年 1月18日

## ○愛媛県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良483番3から 同町久良287番1まで	旧	メートル 4.0～19.6	キロメートル 0.184	
			新	15.2～63.4	0.184	

## ○愛媛県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良483番3から 同町久良287番1まで	平成25年 1月18日

## ○愛媛県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	441号	西予市野村町野村10号483番5	平成25年 1月18日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

- 件名  
土地（建付地）の売払い
- 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建 物			予定価格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西予市宇和町稲生507番	宅 地	508.80㎡	居 宅	ブロック造陸屋根2階建外	211.36㎡	5,100,000円

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成25年 1月18日（金）から 2月26日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 （089）912 2255  
ウ 提出方法  
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。  
エ 郵送等による提出の取扱い  
郵送等による提出の場合は、平成25年 2月26日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- 契約条項を示す場所等  
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先  
(2)イに掲げる場所  
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成25年 2月 7日 (木) 午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成25年 3月12日 (火) 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

西予市宇和町卯之町四丁目445番地

愛媛県西予庁舎 2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地(建付地)の売払い

(2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西予市宇和町卯之町四丁目752番外1筆	宅 地	425.18m <sup>2</sup>	居 宅	コンクリートブロック造陸屋根2階建外	167.60m <sup>2</sup>	6,700,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成25年1月18日（金）から2月26日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 （089）912 2255  
ウ 提出方法  
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。  
エ 郵送等による提出の取扱い  
郵送等による提出の場合は、平成25年2月26日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等  
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先  
(2)イに掲げる場所  
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法  
(2)イに掲げる場所で交付する。  
ウ 現地説明の日時及び場所  
(ア) 日時  
平成25年2月7日（木）午後2時  
(イ) 場所  
売り払う土地の所在地
- 3 入札及び開札  
(1) 入札及び開札の日時  
平成25年3月12日（火）午前11時30分  
(2) 入札及び開札の場所  
西予市宇和町卯之町四丁目445番地  
愛媛県西予庁舎2階会議室  
(3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。
- 4 その他  
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。  
(3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。  
(4) 契約書作成の要否  
要  
(5) 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有

効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月27日	特定非営利活動法人 サポート娘だるま	徳 田 美千代	東温市野田 1丁目17番地 7	この法人は、広く一般市民、特に障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業、障害者と地域住民との交流会等の企画・開催に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と障害者の自立支援を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月28日	特定非営利活動法人 ループ88四国	亀 岡 孝 平	松山市南持田町27番地 1	この法人は、世界の人々に対して、四国八十八ヶ所とその文化を世界に向けて発信するプロモーション事業を行い、経済・文化活動に寄与することを目的とする。